

1

～被用者保険の被扶養者のみなさんへ～

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料のお知らせ。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する前日まで、**被用者保険（※）**の被扶養者であった方も10月から保険料の納付が始まります。

※ **被用者保険**とは、全国健康保険協会管掌健康保険（政府管掌）及び組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険、国保組合は該当しません。

● 軽減内容

被保険者となる月から2年間	均等割額：5割軽減
---------------	-----------

※所得割額はかかりません。

● 平成20年度における保険料の特別措置

平成20年4月～9月まで	保険料負担なし
平成20年10月～平成21年3月	均等割額：9割軽減

※所得割額はかかりません。

※ この軽減に該当される方で、9月以前に徴収が開始されている方は「被用者保険の被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが、下記担当窓口へお知らせください。

《平成20年4月から平成20年9月までに被保険者になられた方の例》 金額：円

	平成20年度									平成21年度			年額
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
特別徴収							◆		◆		◆		2,540
月額							940		800		800		
普通徴収							◇	◇	◇	◇	◇	◇	
月額							540	400	400	400	400	400	

※ 平成20年7月以降に被保険者になられた方は翌年3月まで普通徴収になります。

- ◆ 年金支給月（偶数月）の15日に年金から天引きされます。
- ◇ 月末までに納付書等で納めます。

特別徴収・・・受給されている年金から保険料を徴収（天引き）すること。
 普通徴収・・・町から送付される納付書または口座振替によって保険料を徴収すること。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）についてのお問い合わせ先

◆桂川町役場 保険環境課 医療介護保険係（6番窓口）☎ 65-1097